

有価証券報告書の調査票

(決算期末:平成20年3月31日～平成21年3月30日分)

1. 有価証券報告書提出後、下記項目について回答してください。
2. 矢印(⇒)で示された欄は該当する回答を数字で記載してください。
3. 記載後、管轄財務(支)局の理財課(関東、近畿及び東海は統括証券監査官)あてに、有価証券報告書提出期限の翌月15日までに提出してください。

A 【一般事項】

会社名					
本店所在地(都道府県)		EDINETコード			
記載担当者の所属・氏名		決算期末			
記載担当者の連絡先(TEL)		資本金(有報提出日現在) 単位:百万円			
監査法人(個人の公認会計士の場合はその氏名)		株式上場	1=上場している 2=上場していない	⇒	
米国式連結財務諸表の作成の有無			1=有 2=無	⇒	
親会社等の有無(上場している提出会社のみ回答してください)			1=有 2=無	⇒	
上記回答が「1」の場合、当該親会社等は継続開示会社又は外国上場会社に該当しますか。			1=該当する 2=該当しない	⇒	

B 【重点審査事項】

1. 「株式の総数等」について

(1)	発行する全部の株式の内容について会社法107条1項各号に規定する事項を定めていますか。	1=定めている 2=定めていない	⇒	
○上記(1)の回答が「1」(定めている)の場合、次の質問に回答してください。				
①	その具体的な内容を欄外に記載していますか。	1=記載している 2=記載していない	⇒	

2. 「配当政策」について

(1)	毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関について記載していますか。	1=記載している 2=基本的な方針又は配当の決定機関のみ記載している 3=記載していない	⇒	
(2)	会社法454条5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めていますか。	1=定めている 2=定めていない	⇒	
○上記(2)の回答が「1」(定めている)の場合、次の質問に回答してください。				
①	その旨を記載していますか。	1=記載している 2=記載していない	⇒	

3. 「コーポレート・ガバナンスの状況」について

(1)	定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件について会社法と異なる別段の定めをしていますか。	1=定めている 2=定めていない	⇒	
○上記(1)の回答が「1」(定めている)の場合、次の質問に回答してください。				
①	その内容を記載していますか。	1=記載している 2=一部について記載している 3=記載していない	⇒	
(2)	株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしていますか。	1=決議することができることとしている 2=決議することができることとしていない	⇒	
○上記(2)の回答が「1」(決議することができることとしている)の場合、次の質問に回答してください。				
①	その事項及びその理由を記載していますか。	1=記載している 2=その事項又はその理由のみ記載している 3=記載していない	⇒	
(3)	株主総会の特別決議要件を変更していますか。	1=変更している 2=変更していない	⇒	
○上記(3)の回答が「1」(変更している)の場合、次の質問に回答してください。				
①	その内容及びその理由を記載していますか。	1=記載している 2=その内容又はその理由のみ記載している 3=記載していない	⇒	

4.「開示対象特別目的会社」について(注1)

(1)	開示対象特別目的会社は存在しますか。(注2)	1=存在する 2=存在しない	⇒	
○上記(1)の回答が「1」(存在する)の場合、以下(1)①、②及び(2)～(4)の質問に回答してください。				
①	開示対象特別目的会社の数を記入して下さい。			
②	開示対象特別目的会社のうち、重要性が乏しいものであると判断して、下記(2)～(4)までの注記を省略しているものはありますか。(注3)	1=省略しているものはない 2=省略しているものがある	⇒	
○上記②の回答が「2」(省略しているものがある)の場合、次の質問に回答してください。				
③	注記を省略した会社数を記入して下さい。			
④	重要性が乏しいものであると判断した理由を記載して下さい。			
理由				
(2) 開示対象特別目的会社の概要(注4)について、				
①	開示対象特別目的会社の数を記載していますか。	1=記載している 2=記載していない	⇒	
②	開示対象特別目的会社の主な法形態を記載していますか。	1=記載している 2=記載していない	⇒	
③	提出会社(連結子会社を含む。)との関係(開示対象特別目的会社の議決権に対する所有割合、役員の兼任状況など)を記載していますか。	1=記載している 2=記載していない	⇒	
(3) 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要(注4)について、				
①	提出会社(連結子会社を含む。)と開示対象特別目的会社との取引状況(主な対象資産等の種類、主な取引形態、回収サービス業務や収益を享受する残存部分の保有などの継続的な関与の概要、将来における損失負担の可能性など)を記載していますか。	1=記載している 2=記載していない	⇒	
②	提出会社(連結子会社を含む。)と開示対象特別目的会社との取引の目的を記載していますか。	1=記載している 2=記載していない	⇒	
(4) 開示対象特別目的会社との取引金額等(注4)(注5)について、				
①	提出会社(連結子会社を含む。)と開示対象特別目的会社との間(開示対象特別目的会社間も含む。)で、当期に行った主な取引の金額(資産の譲渡取引額など)又は当該取引の期末残高(資金取引に係る債権債務や債務保証、担保などの額)を記載していますか。(注6)	1=記載している 2=記載していない	⇒	
②	当期の主な損益計上額(譲渡損益、金融損益、投資からの分配損益、回収サービス業務による損益など)を記載していますか。	1=記載している 2=記載していない	⇒	
③	開示対象特別目的会社の直近の財政状態(資産総額や負債総額)を記載していますか。(注7)	1=記載している 2=記載していない	⇒	

(注1) 連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表、連結財務諸表を作成していない場合は個別財務諸表についての開示対象特別目的会社に係る注記について回答して下さい。

(注2) 開示対象特別目的会社とは、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(平成10年10月企業会計審議会)三の規定により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社(この場合において関連会社とされているものも含む。)をいう。

(注3) 重要性の判断にあたっては、類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、当該集約された単位ごとに行うことが適当であるとされている。

(注4) 上記(2)から(4)の記載は、類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載するものとされている。

(注5) 開示対象特別目的会社との取引金額等を開示するにあたっては、企業集団に関する状況について利害関係者の判断を誤らせないように、適切な補足説明を行うこととされている。

(注6) 開示対象特別目的会社に対する資産の譲渡取引を金融取引として処理している場合には、譲渡資産と譲渡によって受け入れた金銭に対応する負債が計上されているため、当該取引における開示対象特別目的会社との取引金額等を開示する必要はないとされている。ただし、開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要については、開示する必要があることに留意するとされている。

(注7) 開示対象特別目的会社の直近の財政状態を開示するにあたっては、会社の決算日との差異にかかわらず、直近に行われた開示対象特別目的会社の正規の決算に基づく金額を単純合算して開示することができるとされている。